令和８年１１月１３日

尾張旭市長　柴　田　　浩　殿

尾張旭市特別職報酬等審議会
会　長　　伊　藤　雅　一

議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の
期末手当の額について（答申）

令和８年１０月２２日付け８人第１０５号で諮問のあったこのことについて、公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記のとおり答申します。

別　記

1　議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額

次のとおり、期末手当の額については、支給月数を０．０５月分引上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市　長	３．５０月	３．５５月	０．０５月
副市長			
教育長			
議　長			
副議長			
議　員			

2　改定の時期

令和８年１２月１日から適用し改定することが適当である。

3　審議会の内容

本審議会は、市長から議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和８年１０月２２日に審議会を開催し、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、以下の論点を中心に進められた。

⑴　人事院の給与等に関する勧告の状況

令和８年人事院給与勧告において、国家公務員の一般職の期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ０．０２５月分引上げの勧告がなされた。また、国家公務員の指定職の期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ０．０２５月分引上げの勧告がなされた。

⑵　一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて平均３．３％引上げ、期末手当及び勤勉手当それぞれ０．０２５月分引上げる増額改定を行う方向で事務を進めている。

⑶　地域経済

市民としては、物価高等で厳しい状況が続いている。市内の事業所においても、物価高、資材高騰、金利上昇の影響で厳しい状況であるが、その中で、賃上げはしていく傾向にある。

⑷　財政状況

物価高や人件費等の上昇で経常経費にあたる支出が増えている。また、本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国的な比較では上位に位置している。

⑸　特別職の期末手当の水準

県内各市を比較すると、市長ではほとんどの市で人事院勧告の月数と同様の支給率を用いている。

本審議会では、各委員から以下の意見が寄せられた。

・　物価高、資材高騰、金利上昇の影響により、市民や市内事業所は依然として厳しい状況にある。
・　最低賃金は引き上げられており、市内事業所でも賃上げの傾向が見られる。
・　市の財政は余裕があるわけではないものの、期末手当の引き上げが財政を著しく圧迫するものではない。
・　人事院勧告は、官民格差を考慮して発出されたものであり、重要な判断材料とすべきである。
・　市長の給与等は、市民から理解される水準にある。

これらを踏まえて総合的に検討した結果、人事院給与勧告と同様に、期末手当を０．０５月分引き上げることが妥当であるとの結論に至った。